

後期高齢者医療保険料

のお知らせ

■令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が決定しました

後期高齢者医療保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じた「所得割額」を合計して、個人ごとに賦課されます。また、保険料率は都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が次のとおり決定されました。

※茨城県内は均一の保険料率となります。

令和2・3年度の保険料率

均等割額 46,000円

所得割率 8.50%

据え置き

令和4・5年度の保険料率

均等割額 46,000円

所得割率 8.50%

医療給付費は、後期高齢者医療の被保険者数の増加にともない、令和4年度以降も増加が見込まれるところですが、令和4・5年度の保険料率を決定するに当たっては、後期高齢者医療給付費準備基金を活用することにより、保険料率の上昇を抑制したため令和2・3年度から据え置きとなりました。

※所得の増減等により保険料額が増減する場合があります。

■保険料の軽減措置があります

均等割額の軽減について

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合算額が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」以下の世帯	7割	13,800円
43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
43万円+「10万円×(給与所得者等の数-1)」+「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

※「給与所得者等の数」とは、給与所得を有する者および公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数になります。

被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が5割軽減されます(加入後2年間に限る)。また、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※上記の「均等割額の軽減について」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

問合せ

<保険料の計算について> 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎029-309-1213

<保険料の納付について> 城里町役場 健康保険課 ☎029-288-3111(内線144)